

はじめませんか？ 資産運用

# NISA ニーサ

(少額投資非課税制度)

投資信託を少額からはじめられて、さらに税制上のメリットも。

将来をみすえた資産づくりに、ぜひ活用してみませんか？

非課税投資枠は  
年間120万円  
**一般NISA**

少額からでも  
コツコツつみたて  
**つみたてNISA**

お子さま・お孫さまの  
資産づくりに  
**ジュニアNISA**

NISAとは専用の口座内で、  
毎年一定額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が、  
非課税となる制度です。



ナイスコミュニケーション

**二本松信用金庫**

商号等/二本松信用金庫 登録金融機関:東北財務局長(登金)第46号

# 一般NISAについて

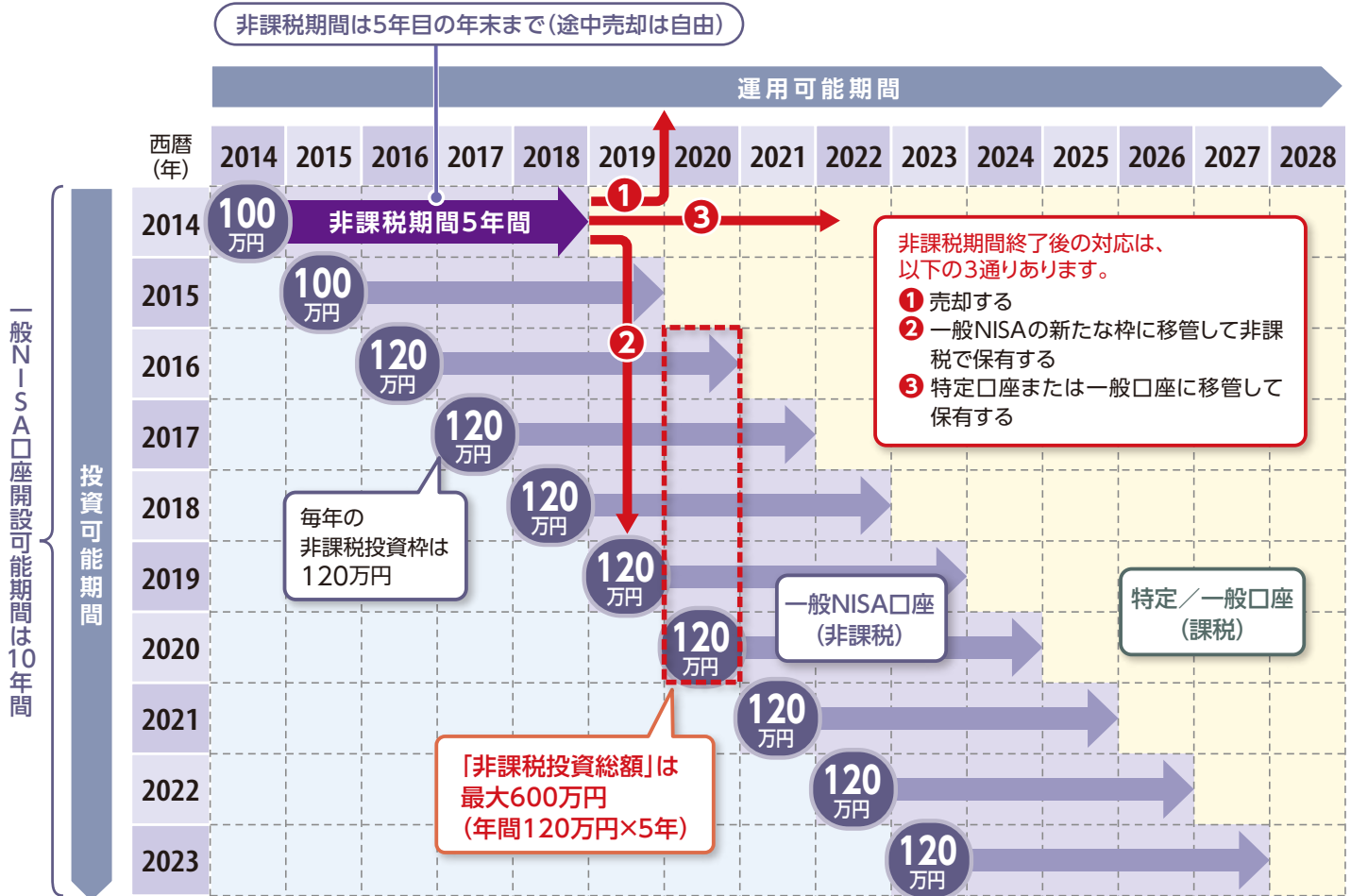


非課税枠は年間120万円。一括でも積立でも利用可能です。

「一般NISA」は2014年1月にスタートした、個人投資家のための税制優遇制度です。

年間の非課税投資枠は120万円で、専用の口座内で得られる金融商品の譲渡益や分配金等が非課税となります。

## 一般NISAの投資イメージ



※2024年以降も延長が検討されています。(2020年度税制改正大綱より)

## 一般NISA / つみたてNISA / ジュニアNISA口座で共通すること

譲渡所得、配当所得にかかる税率

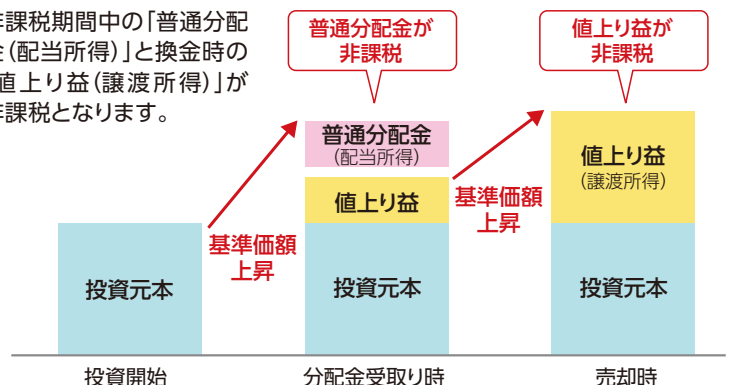
税率



\*所得税および復興特別所得税15.315%+住民税5%

公募株式投資信託に投資した場合のイメージ図

非課税期間中の「普通分配金(配当所得)」と換金時の「値上り益(譲渡所得)」が非課税となります。



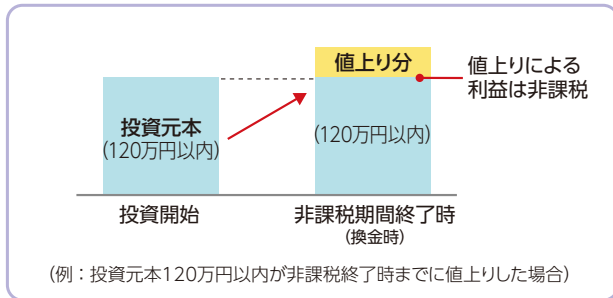
## 「一般NISA」のポイント

- 年間非課税投資枠は120万円まで
- 非課税運用期間は5年間。  
その後ロールオーバーできるほか、課税口座へ移管もしくは売却
- 非課税投資総額は最大で600万円(120万円×5年)
- 投資対象となるのは株式・投資信託等

## 5年の非課税期間終了後は下記3つの方法の選択肢があります(イメージ)

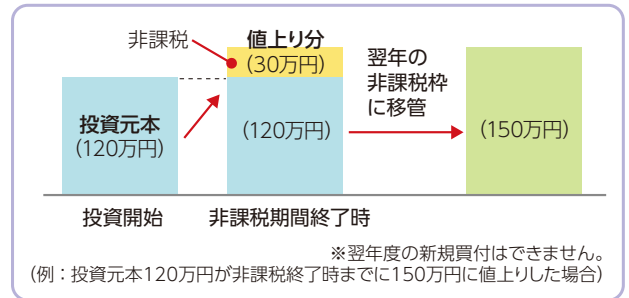
### 1 売却する方法

売却して利益や損失を確定する。利益が出た場合は非課税のメリットを十分享受することができます。



### 2 翌年の非課税枠に移管する方法

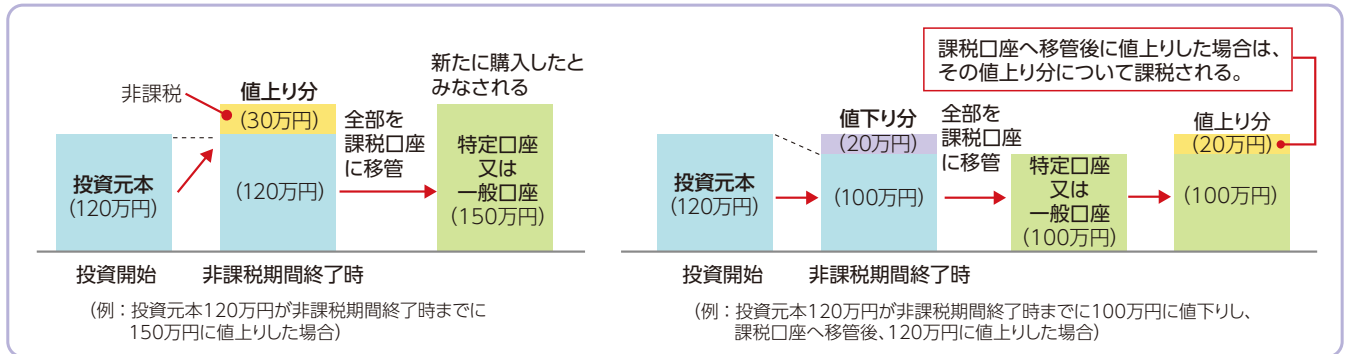
120万円を超えていても翌年の非課税投資枠にすべて移管することができ、非課税扱いとすることができます。



### 3 課税口座(特定口座／一般口座)に移管する方法

1または2を選択しなかった場合、課税口座に移管する必要があります。課税口座に移管する場合、その時点までの利益は非課税として計算されます。非課税期間が終了した時点の時価で新たに同じファンドを購入し直したとみなして、その後の税額が計算されます。

なお、非課税期間終了時点で購入時より値下りしている場合、課税口座へ移管すると、その後に値上りして売却したときに、NISA口座での購入価格を下回っていても利益となり、課税対象となることがあります。



## NISA口座開設の流れ



## ご用意いただく必要書類

### 1 マイナンバーが確認できる書類

- マイナンバー(個人番号)カード
- マイナンバーの通知カード
- マイナンバーが記載された住民票の写し等

### 2 本人確認資料

- ※顔写真付きの書類は1種類、顔写真のない書類は2種類必要です。
- 運転免許証：有効期限内のもの(裏面記載のあるものは裏面の提示も必要です。)
  - 健康保険証：有効期限内のもの(住所欄に現住所の記載・記入があるもの)
  - 住民票の写し：発行日から6カ月以内のもの
- ※ご注意：「住民票の写し」等を「マイナンバー確認書類」として提示した場合は「ご本人確認書類」として使用することができませんので別の「ご本人確認書類」をご用意ください。

● 提出する書類の種類など、詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。

# つみたてNISA について



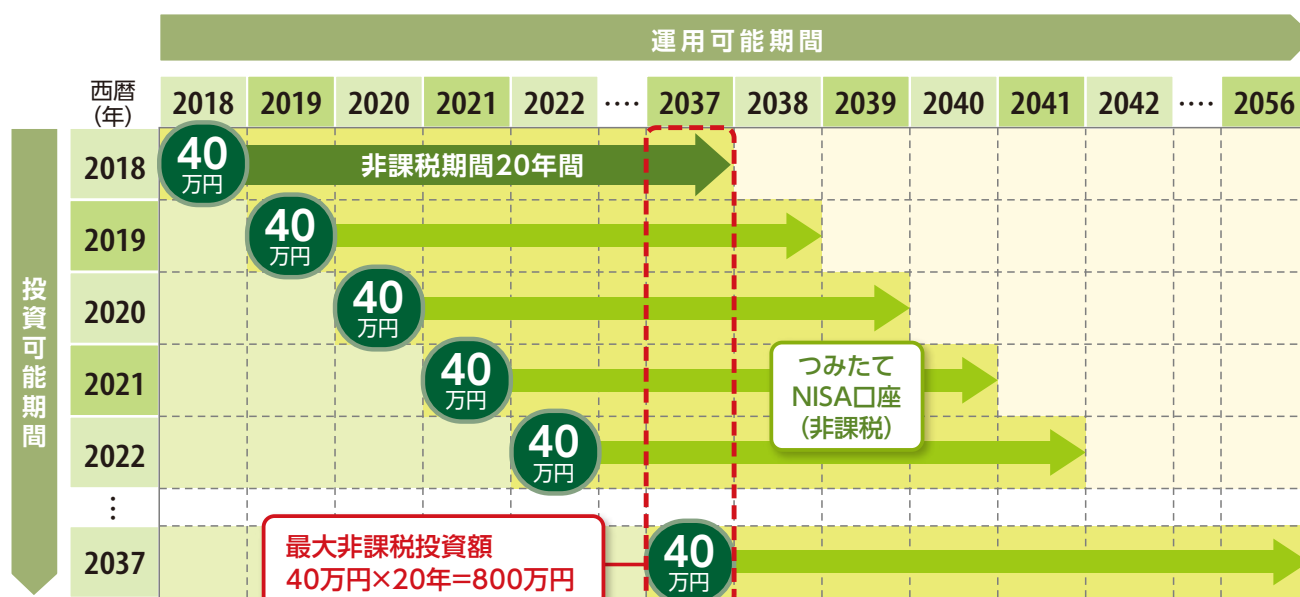
少額から積立可能。長期・分散投資で資産運用ができます

「つみたてNISA」とは、一定の要件を満たす投資信託を積立で投資した際に、売買益や分配金等が非課税となる、新たな「少額投資非課税制度」です。

## 「つみたてNISA」のポイント

- 年間非課税投資枠は40万円まで
- 非課税運用期間は投資を開始した年から20年
- 非課税投資総額は最大で800万円(40万円×20年)
- 投資対象となるのは、一定の要件を満たした「長期投資に適した投資信託」に限定
- 運用方法は「つみたて」のみ

## つみたてNISAの投資イメージ



※2024年以降も延長が検討されています。(2020年度税制改正大綱より)

## 資産形成世代の方に最適です!

例えば 20代のお客さま	例えば 30代のお客さま	例えば 40代のお客さま
<p>将来に向けた資産形成に、はじめの一步。</p> <p>「つみたてNISA」は、少額からコツコツ積み立てできる、若い世代に適した制度です。将来に向けての資産形成に。</p>	<p>お金がかかる時期に備えて、可能な範囲で運用。</p> <p>「つみたてNISA」「一般NISA」は、1年単位での選択が可能です。中長期の「つみたてNISA」「一般NISA」で教育費や住宅などの資産形成に。</p>	<p>豊かなセカンドライフのために今から準備開始。</p> <p>「つみたてNISA」は、20年間非課税が続きます。セカンドライフの資金不足を補うための資産形成に。</p>

## 「つみたてNISA」についてご留意いただきたい点

- つみたてNISAで購入できるのは当金庫が取扱う投資信託の中でも一定の要件を満たすものに限られます。また、つみたてNISAは定期的、継続的な方法での買付に限られますので、ご利用にあたっては定時定額買付サービスのお申込みが必要です。
- つみたてNISAでは、ロールオーバー(非課税期間終了後の期間延長)はできません。また、つみたてNISAでは他の口座からの移管の受入もできません。
- つみたてNISAでは、購入した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。
- 基準経過日(つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日)ごとにお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。基準経過日から1年以内に確認ができない場合、累積投資勘定への対象商品の受入れができなくなります。



# ジュニアNISAについて

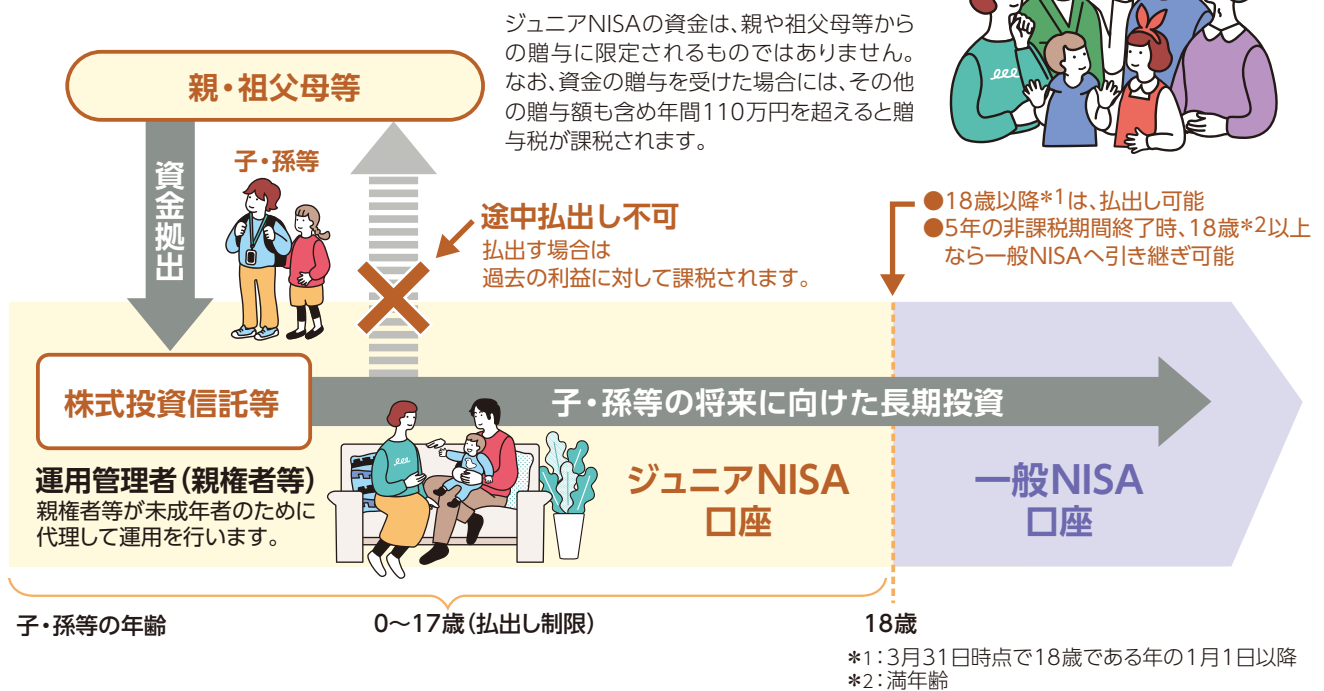
## お子さま・お孫さまの将来に向けた資産運用のための制度です

18歳未満の方が利用できるのがジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)です。  
お子さまやお孫さまの進学資金など、計画的な資産づくりに適しています。

### 「ジュニアNISA」 のポイント

- 日本に住む0歳から17歳の未成年者が口座開設可能。(ただし、親権者等が代理で資産運用)
- 毎年、新規投資額で80万円まで
- 新規投資可能期間は2023年まで
- 投資可能期間は一般NISAと同じ5年間で、最大400万円までの投資額が非課税に
- 払出しは原則18歳以降\*

## ジュニアNISAのイメージ



## 生前贈与 × ジュニアNISA で相続税対策に!

生前贈与とジュニアNISA口座を組み合わせれば、相続税対策につながります。  
贈与税の基礎控除(年間110万円)とジュニアNISAの非課税投資枠を組み合わせることで、効率的に次世代へ資産移転ができるようになります。  
ジュニアNISAの年間投資上限額80万円以内であれば、  
分配金や譲渡益が非課税となるだけでなく、**贈与税の非課税枠の利用も可能**です。

例えば

3人のお孫さまに合計1,200万円  
(年間80万円×5年×3人ずつ)贈与しても → 贈与税は0円です。

## ジュニアNISAについてご留意いただきたい点

- 口座開設者が18歳になるまで(3月31日時点で18歳である年の前年12月31日まで)にジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります(災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能ですが、このときもジュニアNISA口座を一旦廃止することになります)。\*2024年以降は途中払出し制限が解除されます。
- ジュニアNISA口座は、全ての金融機関を通じて、1人につき1口座しか開設できません。
- ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更ができません(廃止後の再開は可能です)。
- 収益(売却益・分配金等)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失は無いものとみなされます(損益通算や損失の繰越控除はできません)。

\*民法改正(成人年齢引下げ)により、2023年1月以降18歳から一般NISAへの引き継ぎが可能になりました。

# 「一般NISA」「つみたてNISA」「ジュニアNISA」の特徴

NISAには3つの種類が揃っています。それぞれ配当所得と運用益が非課税になるのが共通のメリットです。運用期間や自分のお金を引き出すことができる条件がそれぞれ異なりますので目的に合わせて選択する必要があります。  
**なお「一般NISA」と「つみたてNISA」は併用できません。**

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
制度の利用可能者※1	18歳以上	18歳以上	0～17歳以下
非課税運用期間	最長5年間 (その後5年間ロールオーバー可能)	最長20年間 (ロールオーバー不可)	最長5年間※2 (その後ロールオーバー可能)
非課税投資枠※3	毎年120万円が上限	毎年40万円が上限	毎年80万円が上限
非課税投資総額	最大600万円	最大800万円	最大400万円
投資可能期間	2023年12月末まで (その後延長予定)	2037年12月末まで (その後延長予定)	2023年12月末まで
運用管理者	本人	本人	二親等以内の親族※4
払出制限	払出制限なし	払出制限なし	18歳までは払出制限あり※5
対象商品	上場株式・ 公募株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した 一定の公募株式投資信託	上場株式・ 公募株式投資信託等

※1 口座を開設する年の1月1日現在の年齢です。日本国内にお住まいの方に限ります。

※2 2023年12月末以降、当初の非課税期間の満了を迎えても、一定の金額までは18歳になるまで引き続き保有できます。

※3 購入時手数料は含まれません。

※4 法定代理人のみ

※5 3月31日時点で18歳である年の前年12月31日までは原則として払出しができませんが、2024年1月1日以降は途中払出し制限が解除がされます。

\* 民法改正(成人年齢引下げ)により、2023年1月以降の制度利用可能者の年齢が変更されました。

## 「NISA」制度についてご留意いただきたいこと(「つみたてNISA」「一般NISA」共通)

- NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座(一金融機関)の開設となります。また同一年に複数の金融機関のNISA口座で、金融商品の購入はできません。
- NISA口座以外の口座で保有されている投資信託等をNISA口座に移管することはできません。
- NISA口座で保有されている投資信託等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- NISA口座には非課税投資枠(一般NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間40万円)が設定されていますが、NISA口座で保有している投資信託を売却しても、その非課税枠の再利用はできません。また、その年の非課税投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 収益分配金をNISA口座で再投資する場合は、新たに非課税投資枠を使用することになります。
- NISA口座内で生じた損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や分配金等と損益通算することができません。また損失の繰越控除の適用も受けられません。
- 投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)についてはそもそも非課税ですので、NISA口座の非課税メリットを享受することができません。
- 一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年中に一般NISA用の勘定とつみたてNISA用の勘定の両方を利用することはできません。一般NISAとつみたてNISAの変更は、暦年単位となります。

## 投資信託についてご留意いただきたい点

- 投資信託は預金、保険契約ではなく、元本や利回りが保証されるものではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6(書面による解除)の規定の適用はなく、クーリングオフの対象にはなりません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託には換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.3%(消費税込み)の手数料率と約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年1.892%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託の運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。
- 投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 投資信託のご購入にあたっては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面、契約締結前交付書面等により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面は、当金庫の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しています。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

\* 当資料は、2023年1月時点で公表されている情報や税法等に基づいて作成しております。今後内容等は予告なく変更になることがあります。

2023年1月現在